

社会福祉法人トポスの会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人トポスの会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 報酬は、職務執行の対価として支払われるものであり、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(常勤役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しての報酬及び実費弁償費は、理事会において別に定めることができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	0 円	実費
評議員会出席報酬等	0 円	実費

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円	実費
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円	実費
監事監査指導報酬等	10,000 円	実費

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	実費	0 円	実 費